

令和8年10月から社会保険の適用拡大による保険料負担の軽減措置を実施

社会保険の適用拡大により短時間労働者に新たに保険料負担が生じると、就業調整が行われる恐れがあります。この就業調整の対応策として、国は令和8年10月から、従業員数50人以下の企業や5人以上の個人事業所で働く短時間労働者を対象に、3年間保険料負担を軽減できる措置を実施します。その分、

事業主は保険料をいったん多く負担しますが、50%を超えて負担した分を国が全額支援します。厚生年金保険と健康保険の保険料が軽減対象で、賞与は対象外です。事業主が年金事務所等に一度申請すれば3年間、軽減措置を受けられ、任意で適用拡大を実施した事業所も軽減措置の対象となります。

■ 標準報酬月額ごとの加入者の保険料負担割合（軽減後）

※ 軽減措置の対象は、標準報酬月額12.6万円以下の場合。
 ※ 将来の年金額を計算するときは、軽減前の保険料を納付した取り扱いに。

標準報酬月額	8.8万円以下	9.8万円	10.4万円	11万円	11.8万円	12.6万円
2年目まで	25%	30%	36%	41%	45%	48%
3年目	37.5%	40%	43%	45.5%	47.5%	49%

健康保険の被扶養者の収入要件が変更されました

令和7年10月から被扶養者の収入要件が一部変更されました。その年の12月31日時点で19歳以上23歳未満の人（被保険者の配偶者を除く）の年収の要件が緩和され、以下の金額となりました。

- ・ 19歳以上23歳未満…年収150万円未満
- ・ 60歳以上または障害年金受給者…年収180万円未満

・ 前記以外…年収130万円未満

なお、被扶養者の収入のうち給与収入については、令和8年4月より雇用契約書や労働条件通知書等の内容から年間収入の見込額を計算します。このため、時間外労働で生じた割増賃金（残業手当）は、年収に含まずに被扶養者認定が行われます。

高額療養費の限度額など健康保険の給付が見直される予定です

● 高額療養費制度の見直し

高額療養費制度の見直しは、令和7年度中の実施は凍結され再検討が進められていましたが、令和8年8月からと令和9年8月からの2段階で実施される予定です。

具体的には、自己負担限度額の所得区分の細分化と所得に応じた限度額の引き上げが行われます。長期間治療を受けている人の経済的な負担を増加させないために、多数回該当の額については据え置かれます。また、患者負担の「年間上限額」が設定され、医療費の負担が上限額に達するとそれ以上の負担が不要となります。70歳以上の人の外来特例については、収入に応じて限度額が引き上げられ、住民税非課税かつ一定所得以下の場合は据え置かれます。

● 入院時の食費・光熱水費の引き上げ

食材費や光熱水費の高騰により、令和8年6月から入院時の食費と光熱水費が引き上げられる予定です。入院時の食費については1食当たり40円引き上げられ、自己負担額は1食当たり550円となります。65歳以上の人が療養病床に入院した場合にかかる1

日の光熱水費については、1日当たり60円引き上げられ自己負担額は430円となります。いずれの場合も低所得者などについては、引き上げ幅が圧縮されます。

● 先発医薬品選択の場合の特別料金の引き上げ

後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）で、先発医薬品を希望する場合は、医療費の負担とは別に特別料金がかかります。特別料金は先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1の額でしたが、令和8年6月から価格差の2分の1の額に引き上げられます。

● OTC類似薬を選択した場合の特別料金の創設

市販薬で対応できる症状に対し、OCT類似薬（医療用医薬品）を選んだ場合、薬剤費の4分の1を追加負担する特別料金制度が令和9年3月に導入されます。対象となるのは、市販薬と同じ成分・投与方法・1日最大用量のOCT類似薬を選んだ場合で、鼻炎、胃痛・胸やけ、便秘、解熱・鎮痛、風邪症状、腰痛・肩こりなどに使われる77成分・約1,100品目が挙げられています。

協会けんぽの電子申請がスタート(令和8年1月13日)

令和8年1月13日から、協会けんぽ（全国健康保険協会）の電子申請サービスが開始されました。これにより紙の申請書で行っていた健康保険の各種手続きが、インターネット経由で自宅や職場のパソコンやスマートフォンから行えるようになりました（サービス提供時間は平日8：00～21：00）。

なお、事業主は電子申請が利用できないため、従業員が休職などで傷病手当金を申請する際は、従業員本人、あるいは社会保険労務士が電子申請を行う必要があります。

〈対象となる手続き〉

現金給付に関する申請をはじめとする健康保険の主要な手続きが対象となり、傷病手当金や高額療養費などの給付金申請が含まれます。事業主が年金事務所へ提出する資格取得届や算定基礎届といった社会保険の手続きはすでにe-Govを通じて電子申請が可能ですが、今回のサービスは主に被保険者が給付金を受け取るための手続きを対象としています。

〈利用できる方〉

被保険者、社会保険労務士（保健事業は除く）が利用対象で、被扶養者は一部申請に限られ、事業主は対象外となっています。従来のe-Govによる事業主向け電子申請とは異なる、加入者本人向けのサービスとなります。

〈申請の流れ〉

- 1 全国健康保険協会ホーム>
電子申請サービスについて [にアクセス](#)
- 2 申請書を選択
- 3 本人の認証を行う。マイナンバーカードを利用して協会けんぽの資格情報をシステムに自動で連携・取得。社会保険労務士は事前にユーザー ID/パスワードを取得してアクセス
- 4 マイナンバーカードを利用して [資格情報を選択](#)
- 5 申請内容（加入者情報・口座情報・申請する内容）を入力
- 6 添付書類（領収書、医師の意見書など）を電子ファイル（画像、PDF等）で [アップロード](#)
- 7 入力内容を確認・送信（完了）



治療と就業の両立支援と高年齢労働者の労災防止が事業主の努力義務に

● 求められる治療と就業の両立支援

令和7年6月に公布された改正労働施策総合推進法により、令和8年4月1日から職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講ずることが事業主の努力義務とされます。この措置に関しては、適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めた指針が公表され、事業主には、次のような職場環境の整備が求められます。

①事業主による基本方針の表明等と労働者への周知、②研修等による意識啓発、③相談窓口等の明確化、④治療と就業の両立支援に関する制度・体制等の整備、⑤事業場内外の連携などです。

事業主は労使の理解を得て両立支援に関するルールを作成し、支援対象者や対応方法等を明確しておくほか、就業によって疾病の増悪や再発、労働災害が生じないように、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の適切な就業上の措置および治療に対する配慮等に留意する必要があります。個人情報保護や、労働者本人を通じた主治医との情報共有など、関係者間の連携なども重要です。

● 高年齢労働者の特性に配慮した環境整備も

高年齢者の労働参加が進み、雇用者全体に占める60歳以上の高年齢者の割合が約2割（19.1%）に高まる一方で、高年齢労働者の労働災害も増加しています。厚生労働省によると、休業4日以上労働災害の約3割が60歳以上の高年齢労働者で、加齢に応じて労働災害の発生率も高まる傾向にあります。こうした状況のなか、令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずることを事業者による努力義務とし、令和8年4月1日から施行されています。

事業者が講ずべき措置については、適切かつ有効な実施を図るための指針が公表され、経営トップによる方針表明および体制整備を行う安全衛生管理体制の確立等、身体機能の低下を補う設備・装置を導入するなどの職場環境の改善、高年齢者の健康や体力の状況の把握と、高年齢者の健康や体力の状況に応じた業務の提供や健康保持増進措置、そして高年齢者や管理監督者等に対する安全衛生教育などが求められています。

令和8年度の厚生年金は2.0%、国民年金は1.9%のプラス改定に

年金額は物価と賃金の変動に応じて毎年度、改定されます。令和8年度の厚生年金（報酬比例部分）は2.0%、国民年金（基礎年金）は1.9%のプラス改定となりました。

年金額改定の指標となる物価は3.2%の上昇率、過去3年間の名目手取り賃金は2.1%の上昇率となりました。昨年度と同様に、物価と賃金がともに上昇し、物価の伸びが賃金の伸びを上回ったため、令和8年度の年金額は新規裁定者、既裁定者ともに名目手取り賃金の変動率2.1%をマクロ経済スライド*により抑えたものとなります。なお、令和8年度は、マクロ経済スライドの調整率が厚生年金0.1%、国民年金0.2%となったため、年金額の改定率も厚生年金と国民年金とで異なるものとなりました。

* マクロ経済スライドとは少子高齢化の影響を年金額に反映させ、将来の年金の給付水準を確保するためのしくみ。

● 在職老齢年金の支給停止調整額は65万円に

在職老齢年金とは、賃金（賞与込みの月収）と年金月額合計額が支給停止調整額（令和8年度は65万円）を超えた場合に、その超えた分の2分の1の額が年金月額から支給停止されるしくみです。

令和8年度は、令和7年の年金制度改正により支給停止調整額が前年度の51万円から65万円へ大幅に引き上げられます。「65万円」は、年金を受給しつつ50代の平均的な賃金を得て継続的に働く人を念頭に、支給停止調整額を見直した金額となっています。

■ 参考：令和8年度の参考指標

物価変動（上昇）率	3.2%
名目手取り賃金変動（上昇）率	2.1%
マクロ経済スライドによるスライド調整率	国民年金：0.2% 厚生年金：0.1%

■ 令和8年度の年金額の例（新規裁定者／月額）

国民年金（老齢基礎年金／満額1人分）	70,608円 (+1,300円)
厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	237,279円 (+4,495円)

※ 男性の平均的な収入（賞与込みの月収45.5万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金+2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準。

■ 在職老齢年金の支給停止調整額

	令和7年度	令和8年度
支給停止調整額	51万円	65万円

協会けんぽ・厚生年金・雇用保険の令和8年度保険料

● 子ども・子育て支援金制度がスタート

令和8年3月分（4月納付分）からの健康保険の一般保険料率（都道府県単位）は全国平均で9.9%に引き下げられました。加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれるなか、平均保険料率は平成24年度以降、15年連続で10.0%以下を堅持しています。

なお、40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者の介護保険料率（全国一律）は、令和8年度は前年度の1.59%から0.03ポイント引き上げられ、1.62%となります。

また、少子化対策を社会全体で支えるための「子ども・子育て支援金」の徴収が健康保険料に上乗せするかたちで令和8年度から始まります。支援金を全世代・全経済主体が所得に応じて負担するしくみで、児童手当拡充や妊娠・出産支援、育休取得促進などの財源となります。令和8年度の上乗せ分は0.23%で、令和10年度にかけて段階的に0.4%まで上昇が見込まれています。

● 厚生年金の保険料率は18.3%で固定

厚生年金保険料率（一般）は、平成29年9月より18.3%に固定されています。なお、国民年金保険料は4月から月額1万7,920円となり、前年度より410円の引き上げとなります。また、令和9年度の国民年金保険料は1万8,290円となります。

● 雇用保険料率は0.1%引き下げ

令和8年4月からの雇用保険料率は、令和7年度から0.1%（被保険者負担分0.05%、事業主負担分0.05%）の引き下げとなります。

■ 令和8年4月からの雇用保険料率

雇用保険料率	合計	被保険者負担	事業主負担
一般の事業	13.5/1000	5.0/1000	8.5/1000
農林水産清酒製造の事業	15.5/1000	6.0/1000	9.5/1000
建設の事業	16.5/1000	6.0/1000	10.5/1000

適用拡大をはじめとする年金制度改正が実施されます

令和7年、年金改正法が成立・公布されました。

今回の制度改正では、ライフスタイルの多様化や女性・高齢者の就業拡大といった社会経済の変化への対応、所得保障機能の強化において取り組むべき対応を大きな柱とし、多岐にわたって見直しが予定されています（下図参照）。

短時間労働をはじめさまざまな雇用形態が広がる中、そうした社会の変化に対応したセーフティネットを拡充することを目的に、厚生年金保険や健康保険といった被用者保険制度への適用が拡大されます。

まず、現在適用対象となっている賃金要件（月額8万8,000円以上）が、最低賃金の引き上げにともなう撤廃されます（令和8年10月実施予定）。

加えて、従業員規模51人以上の適用要件も見直されます。令和9年10月1日以降、段階的に対象範囲が拡大され、令和17年10月1日以降は従業員規模要件が撤廃されます。

最終的に、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ学生でない短時間労働者は被用者保険に適用されることになります。

また、厚生年金保険料算定の基礎となる標準報酬月額の上限が引き上げられます。現在の上限は、32等級65万円ですが、今後の賃金引き上げを見込み、令和9年9月1日から令和11年9月1日にわたって

35等級75万円まで引き上げられます。

在職老齢年金については、支給停止の基準額が65万円に引き上げられます（改正内容の詳細については、3頁参照）。

◎遺族厚生年金の支給方法等の見直し

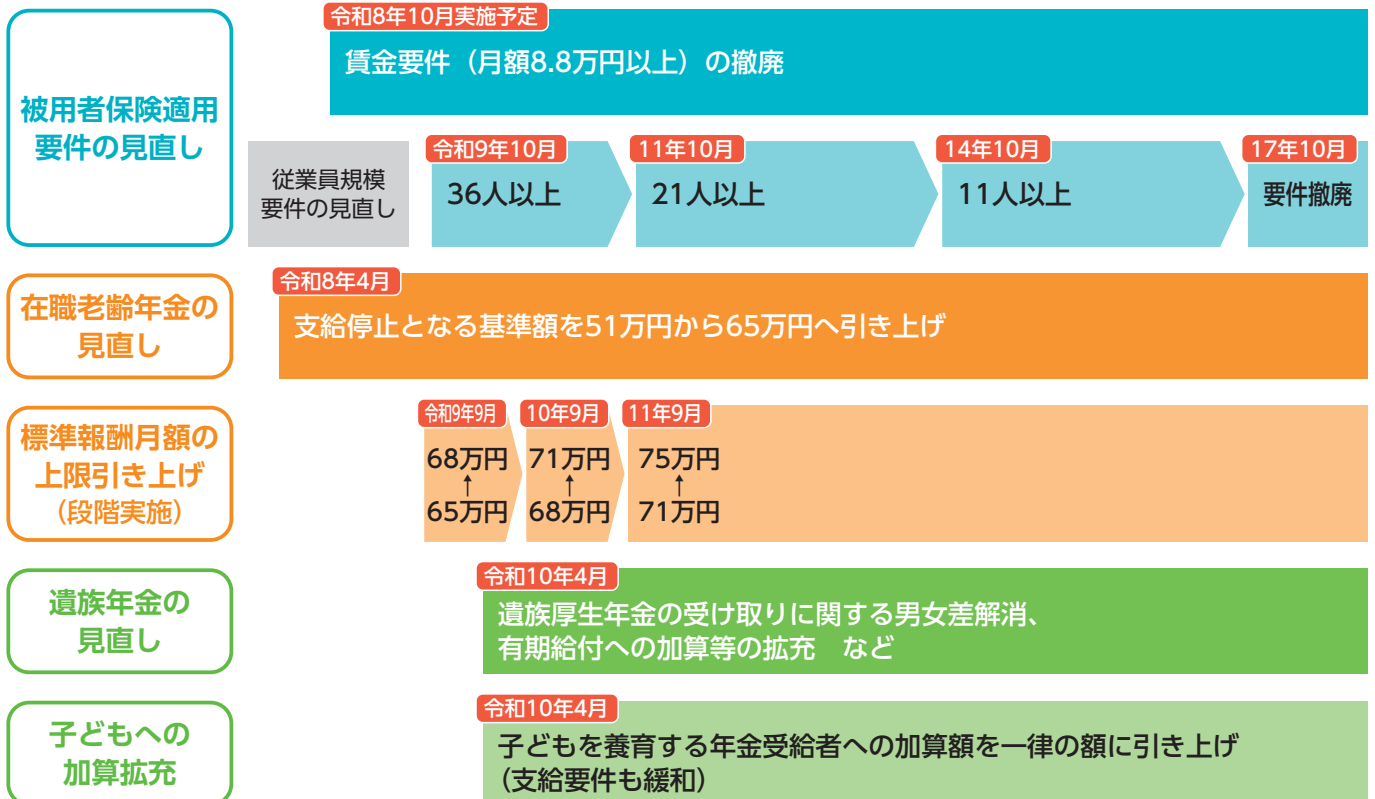
現在、遺族厚生年金は、30歳以上の子のない妻には無期給付である一方、55歳未満の夫には給付されないなどの男女差があり、こうした課題を解消するための見直しが予定されています。

まず、60歳未満の子のない配偶者には、男女とも原則5年間の有期給付（有期給付への加算含む）が行われることになります。

また、所得状況や障害状態に応じ、原則5年間の有期給付終了後も最長65歳到達まで継続給付（有期給付加算を含めた額を基本とし所得状況に応じて支給額を調整）とされることや、有期給付化にともなう死亡分割の導入（65歳以降）、生計維持要件における収入要件（850万円未満）の撤廃が実施されます。

老齢厚生年金の配偶者および子に対する加給年金額については、配偶者への加算額が縮小される一方、子ども・子育て支援強化の観点から、子の加給年金額は増額されるとともに第3子以降も第1・2子と同額が支給され、支給要件も緩和されます。

■主な改正内容と実施スケジュール

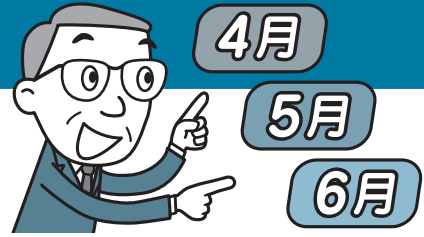


2

定時決定と算定基礎届

全員の標準報酬を決めなおすとき

毎年7月に、「算定基礎届」に各被保険者の4月・5月・6月の報酬を記入し、保険者等に提出します。

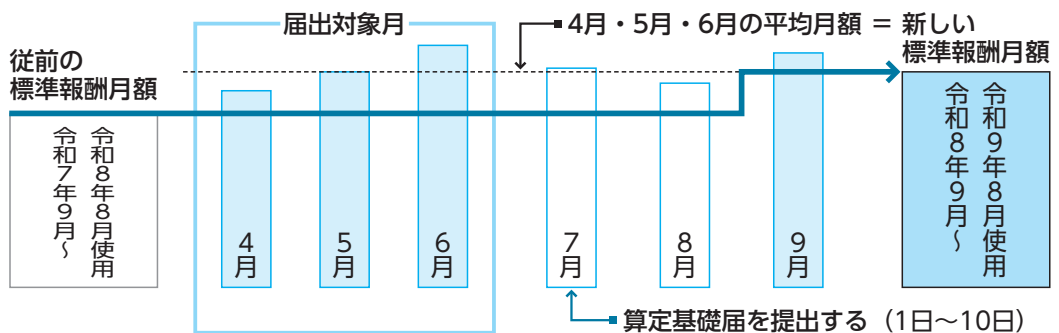


4月・5月・6月の報酬 (平均月額) で決定

7月1日から10日 (または指定日) に算定基礎届を提出

被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回、標準報酬月額が決めなおされます。これを定時決定といいます。

定時決定にあたり、事業主は、全被保険者について、4月・5月・6月に支払った報酬を「算定基礎届」に記入し、7月1日～10日 (または指定された提出日) に提出します。



7月1日現在の 全被保険者が 届出の対象

届出の対象となるのは、7月1日現在の全被保険者および70歳以上被用者です。対象となる人については、配付されてくる用紙*に、被保険者氏名・生年月日・従前の標準報酬月額などが印字されています。印字もれの対象者については、予備用紙に記入するなどして届け出ます。

* 用紙が配付されるのは希望した事業所に対してのみ。

ただし、次の①～④のいずれかに該当する人は算定基礎届の提出は不要です。

- ① 6月1日以降に被保険者となった人 (「資格取得時決定」で翌年の8月までの標準報酬月額が決まっています)
- ② 6月30日以前に退職した人
- ③ 4月からの報酬の大幅な変動により7月に随時改定 (21頁) の対象となる人
- ④ 8月または9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った人

※ 上記③、④の人については、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄としたうえで、備考欄の「3.月額変更予定」に○を付して提出してください。

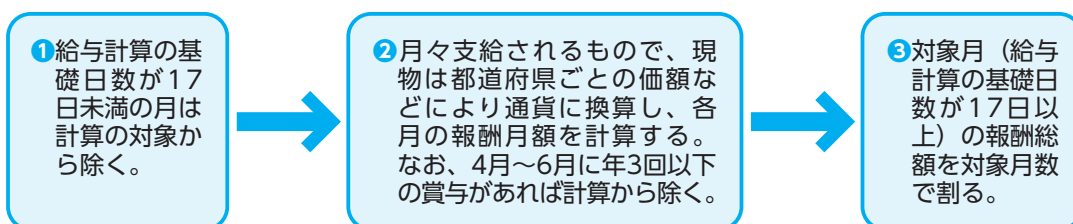
※ 電子媒体申請および電子申請の場合は、上記③、④の人を除いて作成してください。

※ 上記④の人について、随時改定の要件に該当しないことが判明した場合は、速やかに算定基礎届を提出してください。

報酬月額の計算方法

4月～6月のうち対象月の報酬の平均月額を算出

報酬月額は、4月・5月・6月の3カ月間に支払われた報酬について、基本的には次のように計算します。



- ※ 各月の報酬月額は「その月に実際に支払われた報酬」、給与計算の基礎日数は「その報酬の支払いの対象となった日数」をいいます。たとえば、月給制で3月16日～4月15日分を4月25日に支払う場合、4月の報酬月額は「4月25日支払額」、給与計算の基礎日数は3月16日～4月15日の「31日」となります。
- ※ 現物給与（食事・住宅等）については、給与の締め日は考慮せず1カ月分の報酬として計算します。上記の例では、4月1日～30日の1カ月分として「4月25日支払額」と合算します。

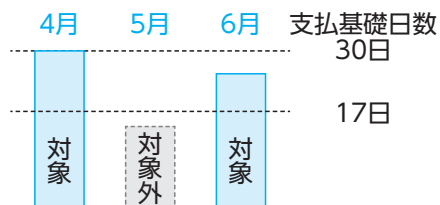
給与計算の対象となる日数が支払基礎日数

給与計算の基礎日数とは、その報酬（給与）の支払いの対象となった日数をいいます（以下、支払基礎日数といいます）。

時給制・日給制の場合は、実際の出勤日数（有給休暇を含みます）が支払基礎日数となります。月給制や週給制の場合は、給与計算の基礎が暦日で、日曜日なども含むのが普通ですので、出勤日数に関係なく暦日数によります（ただし、欠勤日数分だけ給料が差し引かれる場合は、就業規則、給与規程等に基づき事業所が定めた日数から欠勤日数を控除した日数となります）。

17日未満の月は対象から除外

支払基礎日数が17日未満の月は、報酬が通常の日とかけはなれる場合があることから、計算の対象から除きます。たとえば、5月の支払基礎日数が17日未満だった場合は、右図のように4月と6月の2カ月分で計算することになります。なお、特定適用事業所等に勤務する短時間労働者（38頁）は、支払基礎日数が11日未満の月は計算の対象から除外します。



- ※ 随時改定（21頁）、産前産後休業終了時改定・育児休業等終了時改定（32頁）の支払基礎日数についても同様です。

短時間労働者の雇用条件が変更となった場合の届出

短時間労働者の雇用条件が変更となり、勤務時間および勤務日数が常時雇用者の4分の3以上となった場合は、雇用条件が変更となった日から5日以内に「被保険者区分変更届」を提出します。正社員が短時間労働者へ契約変更し、勤務時間および勤務日数が常時雇用者の4分の3未満となった場合も同様です。

- ※ 短時間労働者の条件については38頁参照。

決定通知書がきたとき

算定基礎届により各被保険者の新しい標準報酬月額が決められると、「標準報酬月額決定通知書」が送られてきますので、給料明細書などで各人の新標準報酬月額を通知するようにします。

この新しい標準報酬月額に基づき、9月分（9月1日）から保険料や手当金が計算されます。

算定基礎届の記載例

例① 一般的な例 → 4月・5月・6月の報酬で平均月額を計算(3カ月とも支払基礎日数が17日以上)

基本給や諸手当の名目・額はさまざまですが、一般的な例です。このほかに報酬とされる手当があれば計上します。※給料は月給制、毎月20日締め、当月25日支払いとして作成。

	支払基礎日数	基本給	家族手当	住宅手当	通勤手当	残業手当	合計
4月	31日	360,000円	12,600円	8,000円	11,600円	28,500円	420,700円
5月	30日	360,000円	12,600円	8,000円	11,600円	30,500円	422,700円
6月	31日	360,000円	12,600円	8,000円	11,600円	17,300円	409,500円
総計							1,252,900円

給与や賃金の計算の対象となった日数を記入します。

通勤手当は所得税の非課税限度額とは関係なく全額算入します。また、数カ月分の定期券が支給されたときは平均月額を記入します。

① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑪ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 選及支払額		⑫ 備考	
⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額			⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)		⑮ 平均額		⑯ 修正平均額
		⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)				
20		渡辺 浩輝		5-570918		8 9			
健	410	千円	厚	410	千円	07	09		
4月	31日	420,700円	0円	420,700円	1,252,900円				
5月	30日	422,700円	0円	422,700円	417,633円				
6月	31日	409,500円	0円	409,500円					

❖ 報酬月額 … 1,252,900円 ÷ 3 ÷ 417,633円(1円未満の端数は切り捨て) → ❖ 標準報酬月額 … 410千円

例② 支払基礎日数17日未満の月があるとき → その月を除いて計算

支払基礎日数が17日未満の月については、通常月の報酬とかけはなれる場合があるため、報酬月額の計算の対象から除くことになっています。※給料は月給制、毎月20日締め、当月25日支払いとして作成。

	支払基礎日数	基本給	諸手当	合計
4月	31日	213,800円	16,300円	230,100円
5月	15日	106,900円	10,200円	(対象外)
6月	31日	213,800円	16,300円	230,100円
総計				460,200円

欠勤日数だけ給料が差し引かれるという場合は、就業規則、給与規程等に基づき事業所が定めた日数から欠勤日数を引いたものが支払基礎日数となり、17日未満であれば、その月を平均額計算から除外します。

① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑪ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 選及支払額		⑫ 備考	
⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額			⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)		⑮ 平均額		⑯ 修正平均額
		⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)				
32		石渡 三代子		7-120512		8 9			
健	220	千円	厚	220	千円	07	09		
4月	31日	230,100円	0円	230,100円	460,200円				
5月	15日	117,100円	0円	117,100円	230,100円				
6月	31日	230,100円	0円	230,100円					

❖ 報酬月額 … 460,200円(4月分+6月分) ÷ 2 = 230,100円 → ❖ 標準報酬月額 … 240千円

例③ 現物支給があるとき → 都道府県ごとの価額で算入して計算

労働の対償として現物で支給するものがある場合は、通貨に換算します。食事・住宅は都道府県ごとに価額が定められています。※給料は月給制、毎月20日締め、当月25日支払いとして作成。

	支払基礎日数	基本給	諸手当	給食(昼)	合計
4月	31日	238,000円	13,200円	7,200円	258,400円
5月	30日	238,000円	17,400円	7,200円	262,600円
6月	31日	238,000円	18,300円	7,200円	263,500円
総計					784,500円

全額が会社負担の昼の給食が支給された場合で、価額が1カ月あたり7,200円の場合の例です。

① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑦ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 選及支払額		⑩ 備考	
⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額			⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)		⑮ 平均額		⑯ 修正平均額
		⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)					
151	柳本 一美		7-091018		8 9				
健 240	千円 240	⑥ 07 09	⑦ 昇(降)給 1.昇給 2.降給		⑧ 選及支払額		⑩		1. 70歳以上被用者算定(算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務
⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 ⑨ その他(給食(昼))	
4月	31日	251,200円	7,200円	258,400円	784,500円	261,500円			
5月	30日	255,400円	7,200円	262,600円					
6月	31日	256,300円	7,200円	263,500円					

❖報酬月額…784,500円÷3=261,500円 → ❖標準報酬月額…260千円

(1) 本人負担(費用徴収)がある場合の取り扱い

現物支給に本人負担がある場合は、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」から本人負担分を差し引いた額を「現物によるものの額」に算入します。

例：月20日間の昼食(現物給与の価額は1食300円)
／本人負担が1食80円

現物によるものの額=現物給与の価額300円×20日
-本人負担80円×20日=4,400円

このときは、備考欄に「昼食(本人負担1,600円)」

などと記載します。なお、食事については、本人負担が現物給与の価額の3分の2以上の場合には、現物による食事の供与はないものとして取り扱われます。

(2) 通勤定期券等の取り扱い

事業所が通勤定期券や回数券を支給する場合は、1月あたりの額を「現物によるものの額」に算入します。

例：21,000円の6カ月定期券を支給

現物によるものの額=21,000円÷6=3,500円

一時帰休による休業手当などの扱い

4月～6月に一時帰休(レイオフ)による休業手当等が支給された場合には、次のように取り扱います。

- (1)7月1日時点で一時帰休の状況が解消している場合は、4月～6月のうち、休業手当等を含まない月を対象に報酬月額を算定します(右図の1)。なお、4月～6月のいずれにも休業手当等が支払われている場合は、一時帰休による低額な休業手当等に基づいて決定・改定される前の標準報酬月額で決定します(右図の2)。
- (2)7月1日時点で一時帰休の状況が解消していない場合(7月～9月の随時改定に該当しない場合)は、一時帰休による休業手当等が支払われた月のみで算定するのではなく、通常の給与を受けた月も対象として、報酬月額を算定します(右図の4・6)。

【4月～6月に一時帰休による休業手当等が支給された場合の定時決定等の例】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	定時決定の算定対象月	随時改定月
1	●	○	○	☆	○	○	5・6月	
2	●	●	●	☆	○	○	従前等級で決定	
3	●	●	●	★	○	○		7月改定
4	○	●	●	★	○	○	4・5・6月	
5	○	●	●	★	●	○		8月改定
6	○	○	●	★	●	○	4・5・6月	
7	○	○	●	★	●	●		9月改定

- ：通常の報酬が支給された月 ☆：一時帰休解消
- ：一時帰休による休業手当等が支給された月
- ★：一時帰休未解消

例④ 賞与などが年4回以上支給されたとき → 賞与を通常の報酬に含めて算定

前年の7月から当年6月までに4回以上の賞与が支払われた場合は、賞与の合計額を12で割った額を各月の報酬に加えて報酬月額を算出します。※給料は月給制、毎月20日締め当月25日払いとして作成。

	支払基礎日数	基本給	諸手当	賞与	合計
4月	31日	310,000円	25,000円	75,000円	410,000円
5月	30日	310,000円	33,000円	75,000円	418,000円
6月	31日	310,000円	29,000円	75,000円	414,000円
				総計	1,242,000円

賞与が年4回(9月160,000円・12月390,000円・3月120,000円・6月230,000円合計900,000円)支給されたときは、1カ月あたりの賞与の額(900,000円÷12=75,000円)を加えた合計を記入します。

① 標準報酬
2 定時決定と算定基礎

① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑯ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ		
⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 選及支払額		⑰ 備考		
⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額		⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)		⑮ 平均額				
		⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑯ 修正平均額					
113	名取 陸夫		7-011115		8 9					
健 380	千円	厚 380	千円	07	09	年	月	日	日	
4月	31日	410,000	円	0	円	410,000	円	1,242,000	円	
5月	30日	418,000	円	0	円	418,000	円	414,000	円	
6月	31日	414,000	円	0	円	414,000	円		円	
1. 70歳以上被用者算定(算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他(賞与・期末手当)										

❖ 報酬月額 … 1,242,000円 ÷ 3 = 414,000円 → ❖ 標準報酬月額 … 410千円

給与支払対象期間の途中から入社したとき

給与の支払対象となる期間の途中から資格取得したこ

とにより1カ月分の給与が支給されない場合は、1カ月分の給与が支給されない月を除いた月を対象とします(17頁の修正平均のB参照)。

	支払基礎日数	基本給	合計
4月			
5月	20日	160,000円	160,000円
6月	30日	240,000円	240,000円
		総計	400,000円

毎月20日締め・翌月10日支払いの会社に4月1日に入社した例で、日割り計算で20日分の給与が5月に支給された場合でも、本来1カ月分として受ける額ではないことから算定の対象月から除き、6月だけの報酬が対象となります。

① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑯ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ		
⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 選及支払額		⑰ 備考		
⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額		⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)		⑮ 平均額				
		⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑯ 修正平均額					
231	宮坂 陽治		7-121021		8 9					
健 240	千円	厚 240	千円	08	04	年	月	日	日	
4月			円		円		400,000	円		
5月	20日	160,000	円	0	円	160,000	円	200,000	円	
6月	30日	240,000	円	0	円	240,000	円	240,000	円	
1. 70歳以上被用者算定(算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他(毎月20日締め、翌月10日支払)										

❖ 単純平均 … 400,000円 ÷ 2 = 200,000円 → ❖ 標準報酬月額 … 200千円

❖ 修正平均 … 240,000円(6月分) → ❖ 標準報酬月額 … 240千円

この場合、単純平均で計算すると標準報酬月額が200千円となりますが、修正平均を採用し、240千円になります。このとき、「支払基礎日数」欄には給与支払い対象日数を、「備考」欄には、「4. 途中入社」を○で囲み、「9. その他」に資格取得年月日、給与の締め日・支払日を記入します。

短時間就労者は支払基礎日数により異なる算定方法

短時間就労者に係る定時決定時の標準報酬月額算定については、支払基礎日数によって下表の(1)～(3)のいずれかにより行われます（短時間就労者とは、パートタイマー、アルバイト、契約社員、準社員、嘱託社員等の名称を問わず、正規社員より短時間の労働条件で勤務する人をいいます（38頁））。

4・5・6月の3カ月のうち支払基礎日数が	標準報酬月額の決定方法
(1)17日以上が1カ月以上ある場合	支払基礎日数が17日以上月の報酬総額の平均により算定された額により標準報酬月額を決定する。
(2)いずれも17日未満の場合 (そのうち15日、16日の月が1カ月以上ある場合)	その3カ月のうち支払基礎日数が15日、16日の月の報酬総額の平均により算定された額により標準報酬月額を決定する。
(3)いずれも15日未満の場合	従前の標準報酬月額をもって当該年度の標準報酬月額とする。

① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑤ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ	
⑨ 給与計算の基礎日数		⑩ 従前の標準報酬月額		⑪ 従前改定月		⑫ 昇(降)給		⑬ 避及支払額	
⑬ 給与計算の基礎日数		⑭ 通算によるもの額		⑮ 現物によるもの額		⑯ 合計(⑭+⑮)		⑰ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)	
⑱ 平均額		⑲ 修正平均額		⑳ 備考					
1	66	新田 詩子	5-560905	8	9				
健	098	千円	098	千円	07	09	1.昇給	2.降給	3.避及支払額
支払額月	日付	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4月	17日	106,700	0	106,700	320,100	106,700			
5月	17日	106,700	0	106,700	106,700				
6月	17日	106,700	0	106,700					
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									